

令和3年度第6回人権教育学級

日 時： 11月11日(木) 10:00～11:30

場 所： 別府市役所5F大会議室

テーマ： 「障がい者と人権」

— 障がいの社会モデルから何を学ぶべきか —

講 師： 誰もが安心して暮らせる大分県を作る会

代表・弁護士 徳田 靖之 さん

徳田 靖之さんのプロフィール

- ・1944年 別府市生まれ
- ・1967年 東京大学卒業
- ・1969年4月 弁護士登録 現在に至る
- ・ハンセン病訴訟 医療事故訴訟
JR駅無人化訴訟等を担当
- ・誰もが安心して暮らせる大分県を作る会
代表世話人



<講師の徳田 靖之さん>

講演内容

1 はじめに

(1) 私と障がい問題とのかかわり

○太平洋戦争で夫を奪われた母は、心を病んでいた。それが、私と障がいの問題との出会いであった。また、弁護士という仕事を選んだのも母の問題が大きかった。

○小学校、中学校の同級生に友だちのA君がいた。A君には障がいがあり、私は、「気の毒な人、面倒を見てあげなくてはいけない人」と思っていた。

ある日、彼と二人で町の中を歩いていると、通りすがりの大人から彼に対して差別的な言葉が発せられた。私は、そのことに腹が立ったが、彼は、「あんなことでいちいち腹を立てていたら今日まで生きてこれなかった。」と言った。その言葉を聞いて、私は、「自分は、とんでもない思い違いをしていた。」ということに気付かされる。そして、「A君は、生きることを教えてくれる存在ではないのか。」と思うようになった。そういう彼との出会いが、障がいという問題を考え直し、障がいを自分の課題として生きていくことにつながっていった。

(2) 誰もが安心して暮らせる大分県条例をつくる会の共同代表として

○平成26年に別府市が全国に先駆けて作った「別府市障害のある人もない人

も安心して安全に暮らせる条例」の世話人の一人として条例作りに参加した。今日も皆さんと一緒に別府市の条例がどういう考え方のもとに作られたのか、別府市が暮らしやすい町として発展していく上でどれほど大事なことなのかを考えていきたい。

2 条例作りに取り組むに至った経緯

(1) 「大分市無理心中事件」の弁護人として

ア 事件の概要

○70代の母親は障がいのある40代の息子をかかえていた。

母親は、ある病気にかかり、病院に入院するよう医者から指示を受ける。そこで、息子の将来を考え、また医者の勧めもあって息子を障がいのある子どもの施設に入所させるが、ある日、施設を訪ねると息子の手に拘束されている跡を見つける。「これはとても預けられない。」ということで、自宅に連れ戻し、新しい預け先を探すが、受け入れてくれる施設は見つからなかった。そこで、思い余った母親は、子どもといっしょに旅立つことを選択する。子どもに手をかけた後、自分も自殺を図るが、結局は未遂に終わる。母親は、殺人罪ということで病気が落ちついたあと、裁判にかけられることになった。その国選弁護を私が担当することになった。

イ 寄せられた減刑嘆願書

○この事件は、私が性根を据えて我が事として取り組まねばいけないと思っていた時に、その母親の同級生たちが、大分の街頭や駅前で一生懸命集めたという減刑嘆願書を私のところに届けた。机に置くと高さ50cmぐらい、何千という署名の数である。「母親がどれほど大変な思いをしながらお子さんを育てたか、こういうことを考えるとどうか軽い罪にしてほしい。」という嘆願書である。しかし、「はい、そうですか。」と素直に言えない自分がいた。心の中で反発している自分がいた。「あなたたち、この母親が大変な時代に一回でもいいから声をかけて子育てを手伝おうとしたことがありますか。この母親が大変な40年間の間にその子育てを助けようと何かしたことがあるんでしょうか。この嘆願書は、あなた方がこの40年間何もしなかったというお詫びですか。」同級生たちの善意は分かっているにもかかわらず自分の中に湧いてくる反発のような思いは消えなかった。そして、あと何人、重い障がいのある子どもの母親たちが殺人犯で裁かれたらこの世の中は収まるのか、こんな世の中でいいのだろうかという思いが強くなった。これまでも弁護人は、裁判所に減刑嘆願書が届けられるたびに、涙を流しながら「どうか、軽い罪にしてください。」ということをずうっと繰り返し訴え続けてきている。

ウ 「青い芝の会」の主張 「母よ殺すな！」

○「青い芝の会」は、重い脳性麻痺をもった人たちが作った会である。彼らはこういう事件に対して、愛しい我が子の命を奪ったうえで自ら命を絶とうと

する母親たちに対して「母よ、殺すな」という厳しい言葉で運動を展開している。

(2) 在宅障がい者支援ネットワークの結成

○私は、そこから、重い障がいのある我が子をもつ母親たちが殺人犯にならない世の中をどうつくっていけばいいのか、自分なりに考えようと思い、仲間と相談して「在宅障がい者支援ネットワーク」をこの大分でつくった。そのネットワークの仕事として、障がいのある人もない人もだれもが安心して安全、そして心豊かに暮らせる大分県をつくりたいという思いで条例作りに参加し、その一環として最初にこの別府市で条例を作った。

私は、障がいの問題を他人ごとではない自分自身の母の問題として、また、そうした母の子としてどう生きるかという問題として考えてきた。

○別府市条例は、平成26年の4月に施行されたが、市段階でできたのは全国で3番目、西日本では最初である。

(3) 国際障がい者権利条約

○この条例の背景になったのが、国連で採択された「国連障害者権利条約」である。この条約は今までの「障がい」についての考え方を180度転換させたことで有名な条約である。

3 条例作りに当たっての理念について

(1) 「障がい」についての個人（医学）モデルから社会モデルへ

ア 医学モデルとは

障がいとは、障がい者個人の問題であり、医学的に見て、人間としての身体や精神の機能が低下していたり、失われていたりする状態をいう。したがって、社会的不利が起きている原因は、こうした機能障がいや能力の障がいにあるとする考え方である。

イ 社会モデルとは

障がいは、社会の側の問題であり、社会的不利や暮らしにくさの原因は、社会の側の制度や施策の不備及び無理解にあるとする考え方である。

例えば、そのことについて、障害者基本法では、「障害とは、社会の障害物、社会の障壁によって、その能力を発揮することができない状態」と表されている。

ウ 社会モデルというとらえ方によって何が変わるのか

- ①障がいとは、ある状況に置かれていることを示すものであり、障がい者という属性がある訳ではない 「障がい者」→障がいのある人
- ②社会の側の配慮から社会の側の義務へ
- ③「差別」とは何か
単なる不利益取扱いのみではなく、合理的配慮の欠如が差別となる。

この2つ(医学モデルと社会モデル)は、何がどう違うのか。

第一に違うのは、「障がい者」はいないということである。

最近の報道では、「障がい者」という言葉を使わなくなっている。法律でも「障がいがある人」という言い方をするようになってきている。障がいのある人は、「障がい者」という属性で決まっているのではなくて、「障がいがある状態にいる人」というわけである。

社会モデルの考え方では、社会の側の理解が進んでいない、あるいは、行政のいろいろな施策が十分でない、だから、心や体の働きが不十分な人たちが暮らしにくい状態に陥っている、これが「障がい」ということになってくる。社会モデルの捉え方によると、「障がい」というのはある状況に置かれているという状況を示す。この考え方に立つと、これまで障がいがある人に対して社会が行ってきた施策というものが全く違ってきてしまう。これまでの気の毒な人のために何か配慮してあげる、社会の側のいわば特別措置という形で配慮してあげるという社会のありようから障がいのある人に対して障がいのない人と同じように生活していけるようにすることが義務になるということに変わることになる。

例えばこんな話がある。

弁護士になる時に受ける司法試験は、視覚障がいのある人の受験がずっと不可能だった。京都市の大学で学んでいたある青年は、交通事故で視覚を失ったが、弁護士になって法廷活動を行いたいと何度も何度も司法試験の願書を出した。法務省や裁判所は点字で司法試験を作ることの困難さや時間配分の問題などの理由をあげ、かたくなに門を閉ざしていたが、彼を支援する多くの人たちからの「視覚障がい者に司法試験の門を開け」という声に押され、特別配慮ということで彼の受験を認めた。しかし、社会モデルの考え方に立つと、視覚障がいがある人が司法試験を受けられないということは社会の側が義務を果たしていないということになる。即ち、社会モデルの考え方は、これまでの施策を大きく転換することになるのである。

例えば、市役所のような公共施設を車いすを利用する人が利用するために、エレベーターやエスカレーターを設置していないということは、社会の側が義務を果たしていない、差別をしているということになる。特別に配慮として特別措置としてやるということではなく、行政の側が社会の側の義務としてやらなければいけないというふうに考え方を変えましょうというのが社会モデルの考え方になる。この考え方に立つて、障がいというものを見直してみると、今までの考え方はすごく偏っていたのではないかということである。

(2) 権利擁護のとらえ方の変化

— 限定的権利擁護から積極的権利擁護へ —

ア 限定的権利擁護

①「虐待や経済的被害、参加の機会の剥奪、差別・中傷から守られる」

＝ 権利侵害からの保護

②人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする基本的ニーズの充足

＝ 最低限度の保障

これまでの私たちの社会は、障がいがある人に対しては、この考え方で対処してきた。

イ 積極的権利擁護

自分のことは自分で決める（自己決定）が保障され、（支援を受けながら）自分らしく生きる権利が保障されること

⇒ 本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩もうとする本人の自己実現に向けた取組の保障が求められる

⇒ 保護の対象から参加する主体へ

4 「だれもが安心して暮らせる大分県条例」作りの歩みから学んだもの

(1) 「生の声を集めよう」を掛け声に

1200名のアンケートと聞き取り

○障がいのある人の生の声を聞くために、障がいのある人の生の声・現場の声を集めようと提案したが、ある母親から次のような意見が出された。「うちの子は精神障がいがある。精神障がいのある当事者の場合は、アンケート用紙に記入したほうがよい。訪問して面談したら家族の誰かが立ち会うことになり、当事者は本音を言えなくなる。」

(2) 「おまえのような働きのない者は死ぬ」と親に言われて

○アンケート用紙を大分県内に5千から6千枚ほど配布すると、精神障がいをもつ人から30通ぐらいが返ってきた。その中の一人の内容にこのことが書かれていた。「それがずっとトラウマになって、死ぬことばかり考えていたが、自分のことを心配してくれる母親のことを思うと踏み切れない。」と書いてあった。

(3) 「わが子より一日でも長生きしたい」と願ってしまう母

○「私は、冷たい母親です。できれば、息子より1日でも長く生きたいと考えてしまう。もし自分が先に死んでしまったらこの子を世話する人がいなくなってしまう。」

(4) 性・恋愛・結婚・子育ての問題を議論する中で

○条例作りに取り組んでいる最中、ある20代の女性から「あなたは、私を女性として見たことがありますか。」と問われた。その女性は、身長が私たちの半分くらいで「小人症」と言われる方だった。

「私は、生まれてこのかた、女性として見られたことはありません。小・中・高での健康診断では、他の女子は女性の職員が担当したが、私にはいつも男性の職員が担当していた。どうして私たちは、一人の人間、一人の女性である前に障がい者として見られなければいけないのか、その問題を解決しないでこんな条例ができて意味がありません。」私は、この言葉を聞いて、「やはりどこかで気の

毒な人、障がいがある人のために何か手助けをしてあげている。」という、自分の上から目線・上から接している態度を彼女に暴かれた思いがした。

○大分県条例の中に、「障がいがある人の性・恋愛・結婚・出産・子育てなどについてきちんとやり遂げることが県の責務である。」と、明記した。

○別府市では、親亡き後の問題を解決することは別府市及び別府市民の責務であるという条例が制定された。親亡き後検討委員会が設置され、12項目に渡る提言を出すというところまで来ている。

○条例を作っていく過程では、障がいのある人やその家族が自分たちの条例を作るという強い気持ちで参加しているので、一つひとつ障がいのある人の思いが現れている条例になっている。

例えば、西別府病院に入院している筋ジストロフィー症のAさんの話を聞くと、一日一日の持っている意味は、自分が感じている一日とはまったく違う。障がいのある人の話を聞いて、私たちの側が自分が生きていることの意味を学ばせていただいていると感じている。

(5) 障がいのある人と防災の問題

○別府市条例では、全国に例のない防災条項を作った。東日本大震災で最も命を落としたのは、高齢者と障がいのある人、そして、その人たちを助けようとした消防や警察の人たちだった。そこで、政府は、「災害があった時に一人の命も取り残さない」という体制づくりに乗り出した。別府市条例では、政府に先がけて災害時に、「一人の命も取り残さない」という体制づくりを組み込み、別府モデルとして別府市に住んでいる障がいのある人の個別避難計画づくりに取り組んでいる。これは、全国で高く評価されている。

5 JR 駅無人化反対訴訟の意味するもの

(1) JR 駅無人化反対訴訟とは

○駅の無人化が進んでいるが、今回問題になっているのは、大分市内8駅を無人化しようというものである。これには、障がいのある人にとっては本当に困るということでもずっと反対をしてきた。あまりにも反対が強いたので、8駅から3駅の実施ということになったが、障がいのある人3人が「非常に困る」ということで、一人10万円の慰謝料を請求する裁判を起こした。

(2) 「障がい者のわがまま」だとの主張に抗して

○裁判を起こしたことで覚悟はしていたものの凄まじい批判にさらされることになった。特に、インターネットの世界では、「障がい者のわがままである」「民間会社が経営の合理化に努めるのは当然ではないか」「少しの不便で慰謝料とは、考え違いである」などの声が圧倒的に支配していて、原告3人のうち1人が原告をやめたいと漏らす状況となった。障がいというのは、医学モデル・個人モデル

ルという個々人の問題であって、社会の側が障がいのある人に対していろいろと便宜をする義務はないという考え方がいかに根強いかを私たちに教えてくれたと感じている。

原告の一人Aさんは、「自分は、重い障がいがあるけれど、自分にとっての旅は、一駅、二駅をJRに乗っていくこと、それが自分の人生なんです。」と語っている。

私は、障がいのある人にとっての尊厳とは何かということでこの駅無人化訴訟に賭けている。もしよかったらこの裁判にも関心をもってほしい。



徳田先生の話をも熱心に聴く受講者

6 結びに代えて

— 自分らしく生きるということ —

◎コロナ社会における人権について

- ・コロナ社会での衝撃は、医療従事者の子どもさんたちが保育所や学校から締め出されたことだった

コロナと最前線で戦っているのが医者や看護師たちであるが、その多くの子どもたちが保育所や学校で嫌な目にあっている。現実には大分の保育所でもそういうことが起きた。「私たちは、そんなことをしたくないのですが、・・・」という。どうしてそんな対応をしてしまうのかというと、コロナ社会では、コロナウイルス感染症に感染している人は社会に迷惑がかかる存在だと思っているからである。コロナウイルス感染症に感染している人たちは、社会にとって迷惑な人たち。そういう人たちは、人に迷惑をかけないように家の中で誰とも接触しない状態で暮らしていくべきだと考えてしまう。この考え方は、相模原市で起こったやまゆり園の事件を起こした犯人の考え方と似ている。

私はコロナウイルス感染症に感染した人は、社会をあげて守るべき存在だと思っている。障がいがある人の社会モデルの考え方に立って、コロナウイルス感染症に感染した人は、社会をあげて守るべき存在だという位置づけでなければならない。

例えば、ある学校で一人の生徒が感染したとする。みんなが、「早く治って来いよ。」「治ってよかったな。」と、笑顔で迎えるような学校でなければいけない。

しかし、現実には、ある学校で感染者が一人出たとする。みんなが感染者を探し出して、転校せざるを得ない、学校に戻れない状況をつくってしまう。なぜなら、感染者に迷惑をかけられたと思っているから。コロナはそういう社会を暴いてしまった。

そういう意味で私は、コロナウイルスの問題は、障がいの社会モデルから考え直すべきだと思っている。感染者がいた時に、「大変だな、早く治ってね。」治って出て来たら、「よく頑張ったなあ。」「よく帰ってきたなあ。」と、みんなが迎えるような学校、迎えるような地域、迎えるような職場でなければいけない。

しかし、現実には、クラスターが起これると社会的非難が集中し、クラスターを起こした施設や学校が、ある時は学長が記者会見をしてお詫びをする・・・

「これ、間違っていないですか。」というのが、障がい者問題に取り組んできた私の実感である。

困った状態にある人を、社会が、地域が、学校が、職場が守っていく、そういうことを一つひとつ積み上げていくことで、私たち人間社会はだれもが住みやすい地域に変わっていくのではないかと思う。

<質疑・応答>

○質問 ■回答

○弁護士として、冷静さと公平性を保ちながら、障がいのある人と関わる時の立ち位置を維持するために気をつけていることがあれば聞かせてください。

■障がいのある人の問題は、身近な問題、自分自身の問題としてずっと考えてきた。エイズの問題やハンセン病の問題に取り組む中で自分自身が心がけていたのは家族同様に思えるかということ。家族同様になるということは、心とか感情のレベルでその人を知ること。私がいろいろな裁判で心がけているのは、その人を知ること。人間として知ること、いろいろな問題を考える時には一番大切なことであると思う。

○仕事の関係で障がいのある人と接することが多いが、少数が権利を求めるということへの後ろめたさみたいなものを先生のお話の中で少しお力添えをいただいたような気がしています・・・。

■人類の歴史は少数者が変えてきた。アメリカのオバマ大統領の誕生は、黒人たちの闘いがあったからこそ、アメリカ社会が黒人の大統領を選ぶ社会へと変わっていった。また、両性の平等についても、戦前の女性には何の権利もなかった。それが、いろいろな女性が差別を受けながらも闘ってきた結果、今の両性の平等に至ることができた。少数者が自分たちの権利を守るという闘いを通して、人類は変わってきたのである。それゆえ、「少数者のわがまま」と言われるのは誉め言葉として受け止め、自分たちが次の歴史をつくっていくと考える。JR駅の問題も無人化反対で闘ったあの人たちが未来をつくったと言われる時代がくるのではないか、そう考えることが大事だと思う。

○障がい者の家族の集まりがあった時に、不意に障がいのある子どもが会場から抜け出してきて、対応に困ったことがあった。そういう時の支援体制を整えておかないといろいろと問題がおきてしまうが、どう考えたらよいでしょうか。

■何かの会などに参加をする際には、子ども、特に、障がいのある子どもたちをどうするか、一つひとつ配慮していくことが大事だと思う。

